

第1回射水市バリアフリーマスタープラン策定協議会 参考資料

令和元年10月9日

【目次】

Ⅲ. 上位・関連計画の整理

Ⅲ-1	バリアフリー法	1
Ⅲ-2	富山県民福祉条例	2
Ⅲ-3	第2次射水市総合計画	3
Ⅲ-4	射水市都市計画マスタープラン 全体構想(案)	4
Ⅲ-5	射水市公共交通プラン	7
Ⅲ-6	射水市地域福祉計画 改定版	7
Ⅲ-7	射水市高齢者保健福祉計画 第7期介護保険事業計画基本計画	8
Ⅲ-8	第2次射水市障がい者基本計画	8
Ⅲ-9	射水市観光振興計画	9
Ⅲ-10	小杉地区都市再生整備計画	9
Ⅲ-11	新湊地区都市再生整備計画	10
Ⅲ-12	大門・大島地区都市再生整備計画	10
Ⅲ-13	小杉駅周辺地区バリアフリー整備基本構想	11

V. 住民意向の把握について

V-1	既往アンケート調査結果の概要	12
-----	----------------	----

Ⅲ. 上位・関連計画の整理

Ⅲ-1 バリアフリー法（2018年6月改正）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）では、高齢者、障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者を含む、全ての障がい者）、妊産婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性や安全性向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進することとされている。

また、バリアフリー法は、地域におけるバリアフリー化の取組を促進する観点から、2018年6月に改正され、理念規定の明確化や市町村による移動等円滑化促進方針（マスタープラン）を定める制度の創設、貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合の義務化等が位置づけられた。

（1）基本方針の策定

○主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

（2）基本理念

○バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われなければならないことを基本理念として明記

（3）移動等の円滑化の促進のために施設管理者等が講ずべき措置

○旅客施設及び車両等や道路、路外駐車場、都市公園、建築物の新設について、移動等円滑化基準への適合義務（既存は努力義務）

・貸切バス、遊覧船等について法の適用対象に追加



○新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進

○各施設設置管理者について情報提供の努力義務

○公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

・ハード対策に加え、待遇・研修のあり方を含むソフト対策として、事業者が取り組むべき内容（「判断の基準」）を国交大臣が新たに作成

・事業者が、ハード・ソフト計画※の作成・取組状況の報告・公表を行う制度を創設※施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制等

注）赤字：2018年に改正を受けた規定

（4）地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

○市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

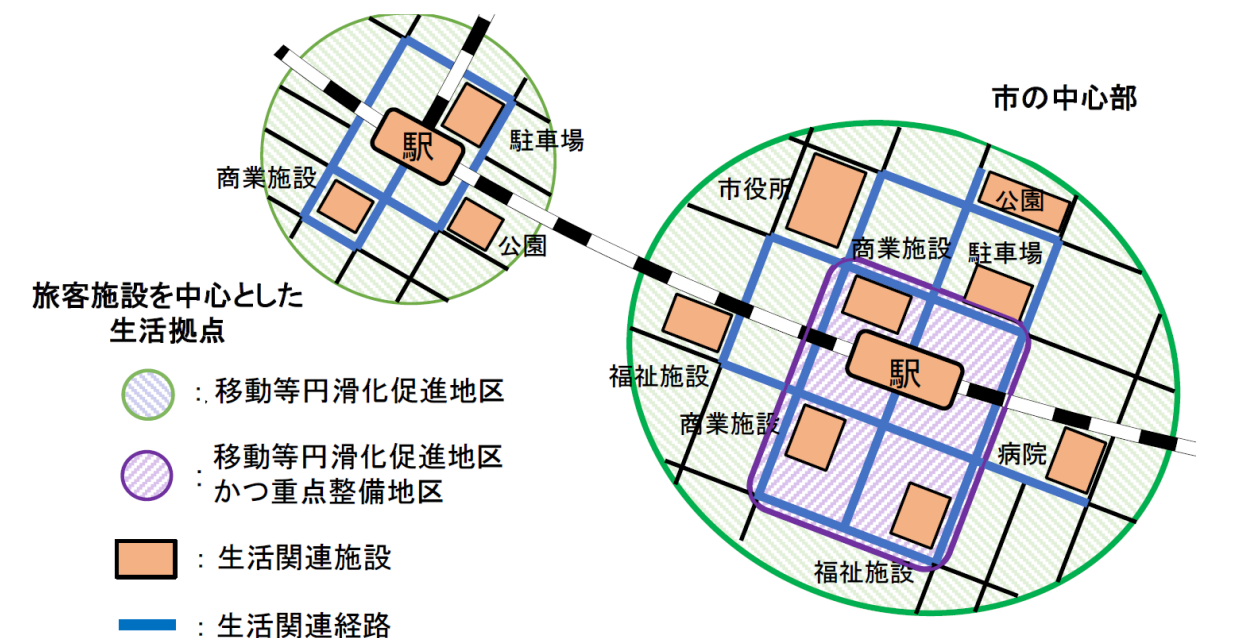
○市町村が移動等円滑化促進方針（マスタープラン）を定める制度を創設

【マスタープランに明示すべき事項】

- ・移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針
- ・移動等円滑化促進地区の位置及び区域
- ・生活関連施設及び経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項
- ・行為の届出等に関する事項
- ・市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項
- ・その他、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項

○基本構想・マスタープランの作成、定期的な評価・見直しを努力義務化

【マスタープラン及び基本構想のイメージ】



○駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に近接建築物への通路・バリアフリースイッチ整備を促進するため、協定（承継効）・容積率特例制度を創設

（5）心のバリアフリーの推進、当事者による評価等

○バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等

（「心のバリアフリー」の重要なポイントとして、国及び国民の責務に高齢者、障がい者等に対する支援を明記）

○国が、高齢者、障がい者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、評価する努力義務

注）赤字：2018年に改正を受けた規定

Ⅲ-2 富山県民福祉条例（1996年制定、1998年施行）

（1）条例の趣旨

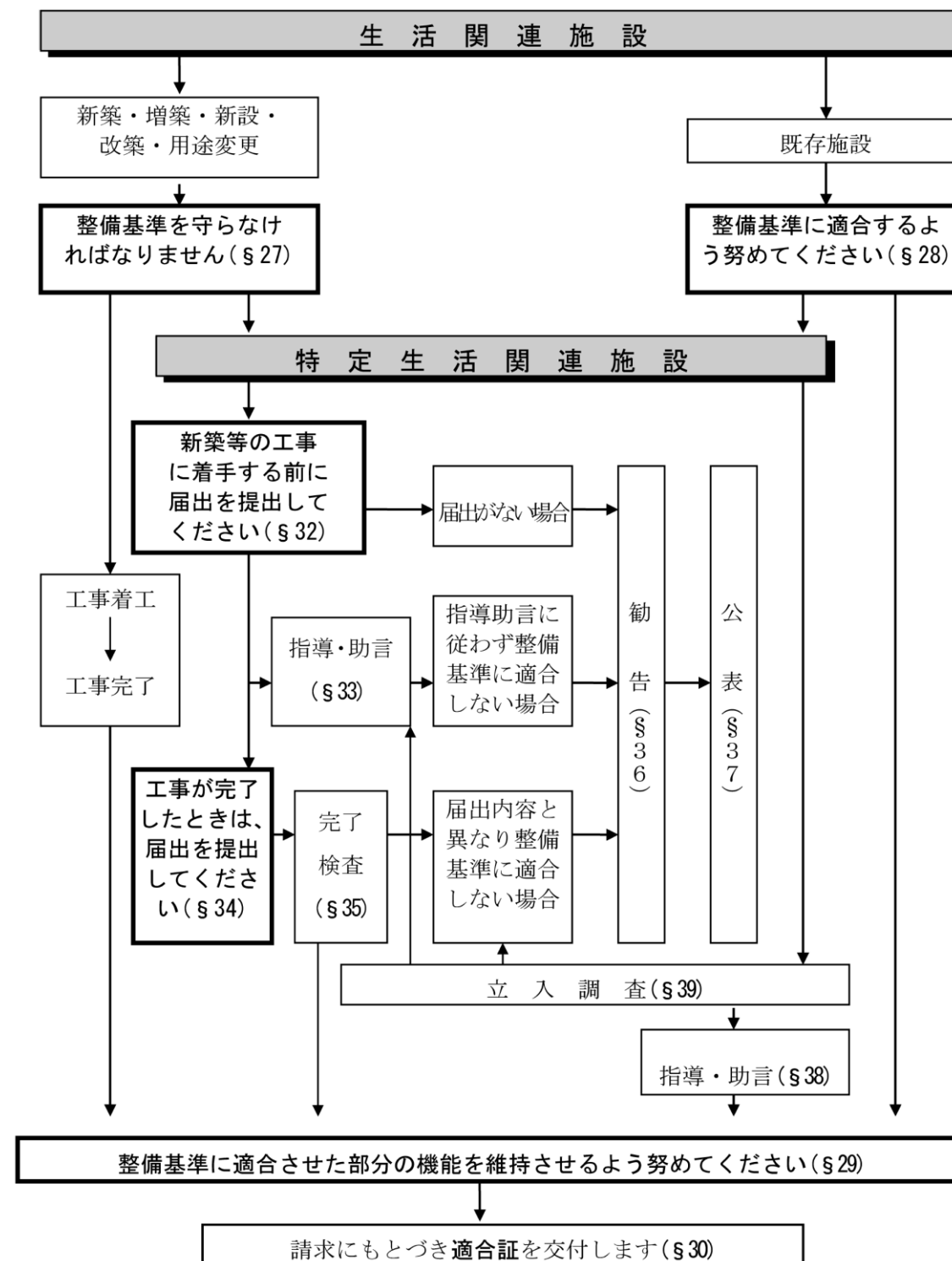
高度化・多様化する県民の福祉に対するニーズに応え、少子・高齢社会への対応や高齢者、障がい者等の自立と社会参加を積極的に進めていくため、「富山県民福祉条例」が1996年（平成8年）に制定された（1998年（平成10年）施行）。

（2）対象施設

本条例の対象施設は、生活関連施設及び特定生活関連施設がある。生活関連施設については、新築・新設・増築・改築・用途変更の際に整備基準を守る義務がある。また、特定生活関連施設については、新築・新設・増築・改築・用途変更の際に事前届出及び工事完了届出義務がある。

区分	生活関連施設	特定生活関連施設	
建築物	集会場、公会堂、公民館	すべてのもの	
	社会福祉施設（老人福祉施設、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、老人保健施設等）		
	博物館、美術館、図書館		
	鉄道等の駅、空港・船舶の乗降又は待合の用に供するもの		
	公衆便所		
	官公庁舎、ガス事業者、電気事業者、電気通信事業者の店舗		
	学校		
	地下街		
	病院又は診療所		患者の入院施設を有するもの
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等		用途面積が300㎡を超えるもの
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行等のサービス業の店舗		
	学習塾、華道教室、囲碁教室等	用途面積が500㎡を超えるもの	
	卸売市場、百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗		
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	用途面積が1,000㎡を超えるもの	
	展示場		
	ホテル、旅館		
体育館、水泳場、ポーリング場、遊技場（マージャン屋、パチンコ屋等）等			
公衆浴場			
自動車教習所			
自動車の停留又は駐車のための施設			
その他の複合施設			
事務所	用途面積が3,000㎡を超えるもの		
工場	1棟について50戸（室）を超えるもの		
共同住宅、寄宿舎、下宿			
公共交通機関の施設	鉄道の駅、軌道の停留所、港湾旅客施設、空港旅客施設で建築物以外の部分	すべてのもの	
道路	国道、県道、市町村道		
公園	都市公園、児童遊園、遊園地、動物園、植物園		

（3）整備フロー



資料) 富山県民福祉条例 施設整備マニュアル 改訂2版（平成21年3月 富山県）

Ⅲ-3 第2次射水市総合計画（2014年6月）

（1）計画の概要

- ① 計画期間
 - ・平成26年度（2014年度）から平成35年度（2023年度）の10年間
- ② 将来像
 - 「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水」
- ③ まちづくりの基本方針
 - 豊かな心を育み誰もが輝くまち
 - 健康でみんなが支え合うまち
 - 個性に満ちた活気あふれるまち
 - 潤いのある安心して暮らせるまち
 - みんなで創る開かれたまち

（2）バリアフリー関連施策の位置づけ（基本計画）

- ① 第1部 豊かな心を育み誰もが輝くまち
 - 第1章 元気な子どもを育むまちづくり
 - 第3節 教育施設の充実
 - 第1 学校施設の整備推進
 - 2 学校施設・設備の計画的な整備・充実
 - （3）障がいのある子どもに配慮した学校施設等の整備
- ② 第2部 健康でみんなが支え合うまち
 - 第2章 やさしさを支え合うまちづくり
 - 第2節 障がい者福祉の充実
 - 第1 障がい者の社会参加の促進と共生社会の構築
 - 2 障がい者の社会参加の促進
 - （3）生活環境等のバリアフリー化の推進

- ③ 第4部 潤いのある安心して暮らせるまち
 - 第2章 快適で利便性の高いまちづくり
 - 第2節 公共交通網の整備
 - 第2 快適な交通環境の整備
 - 2 移動制約者の利便性向上
 - （1）高齢者、障がい者等の利用を促進する環境の整備
 - ア 公共交通施設のバリアフリー化
 - イ バス、電車の低床化
 - 第3節 地域をつなぐ道路網の整備
 - 第1 機能的で安全・安心なみちづくり
 - 1 車から人へのみちづくり
 - （1）交通弱者に対応した安全で安心なみちづくり
 - ア 段差や障害物のない歩道空間のバリアフリー化
 - 第2 利便性の高い道路網の整備
 - 1 交通ネットワークを踏まえた道路網の確立
 - （2）補助幹線道路の整備
 - イ 既設補助幹線歩道のバリアフリー化、交差点改良、踏切拡幅改良等、道路空間のゆとり・安全性の向上
 - 第3章 快適で住みよいまちづくり
 - 第2節 生活環境の充実
 - 第1 生活環境のバリアフリー化の推進
 - 1 みんなにやさしい外出環境の整備
 - （1）歩道幅員の確保や段差解消等安全性の確保
 - （2）交通安全対策の推進
 - （3）地域ぐるみの福祉のまちづくりの推進
 - 第3 緑豊かな環境と公園整備の推進
 - 2 公園・緑地のリフレッシュ整備の推進
 - （1）子どもの遊び場や誰もが安心して利用できる施設の整備
 - イ 公園施設のバリアフリー化の推進
 - （2）交通安全対策の推進
 - （3）地域ぐるみの福祉のまちづくりの推進
 - 第3節 交通安全・防犯対策の推進
 - 第3 安全環境の整備
 - 2 交通弱者に配慮した道路交通環境の整備
 - （1）子ども、高齢者、障がい者等交通弱者の視点に立った道路環境の整備
 - （2）音響信号機や点字ブロックの設置

Ⅲ-4 射水市都市計画マスタープラン 全体構想（案）（2019年9月当初時点）

（1）計画の概要

① 計画期間

・2020年度から2039年度の20年間

② 基本理念

「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水」

③ 今後の都市のあり方

考え方① 多核連携型のまちづくりの推進

考え方② 広域的な連携・補完による都市機能の充実

④ 今後の都市のあり方

○全体方針

「居住・産業・レクリエーションと自然が調和する暮らしやすさと活力に満ちたまち」

○個別方針

- ① 持続可能でにぎわいのある多核連携型のまちづくり
- ② 活力ある産業拠点の創造と交流のまちづくり
- ③ 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり
- ④ 魅力的な都市空間や眺望、豊かな自然環境を活かしたまちづくり
- ⑤ 公民連携によるまちづくり

（2）バリアフリー関連施策の位置づけ（基本計画）

① 都市整備の方針

1. 土地利用の基本方針

（6）レクリエーション用地

- ・太閤山ランドや大島中央公園等、比較的大規模な公園は、多くの住民が憩いや交流、レジャーを楽しむ場として、施設機能の充実やバリアフリー化等により、全ての人が安心して利用できるように努めます。
- ・太閤山ランドや大島中央公園等、比較的大規模な公園は、多くの住民が憩いや交流、レジャーを楽しむ場として、施設機能の充実やバリアフリー化等により、全ての人が安心して利用できるように努めます。

2. 交通の基本方針

■公共交通体系の整備方針

[鉄道]

- ・北陸新幹線等の広域的な公共交通を利用した観光客を呼び込むために、駅舎等の周辺整備や鉄道とバス等の乗り継ぎ利便性の維持・向上等による受入体制の強化を進めます。特に、本市の玄関口である小杉駅と、観光資源が豊富なベイエリア周辺地区との連絡を強化し、観光をはじめとした様々な交流・連携を促進します。駅については、交通機能の充実だけでなく、周辺地域のにぎわい創出や活性化に資する施設の整備や誰にでも使いやすい環境の整備を検討します。
- ・万葉線は、射水市北部と高岡市の中心市街地を結ぶ公共交通であり、引き続き老朽施設の改修等を行い安全性の確保と利便性の向上を促進します。

[コミュニティバス等]

- ・小杉駅周辺、越中大門駅周辺、新湊中心部においては、本市のバス交通のターミナル拠点として、路線網及び運行頻度の最適化の検討及び施設の維持管理や整備を推進します。

[その他の交通施策]

- ・幅員の狭い踏切道については、歩道新設、歩道拡幅、車道拡幅等の改良を行うことで、踏切を通行する歩行者等の安全性の向上を図ります。

■その他の交通施設等の整備方針

[歩行者・自転車通行空間]

- ・環境や健康に配慮した交通体系の構築を目指し、徒歩や自転車の移動の安全性・快適性を高めるための整備を推進します。河川等の水辺や歴史・文化資源等とも連携しながら、魅力的な歩行者・自転車のネットワーク形成を図ります。
- ・また、バリアフリー化やユニバーサルデザインの普及を推進し、高齢者等をはじめ誰もが安全で快適に歩けるよう、歩道の段差解消や交通安全施設の整備等を進めます。

3. 生活環境の基本方針

■ 緑・水的环境整備とネットワーク化

(1) 公園・緑地の整備

[街区公園、近隣公園、地区公園 (住区基幹公園)]

・住区基幹公園については、生活に身近な憩いの場として、適正な維持管理を図るとともに、長寿命化、バリアフリー化、防犯性向上等に留意した機能の向上を図ります。

■ 良好な市街地環境の維持・創出

(4) 持続性の高い生活関連施設の整備

[学校施設]

・学校施設については、多様な学習活動に対応した機能的な施設整備に努め、施設の計画的な改修・充実を推進しながら、児童生徒数の将来見通し等を踏まえた再配置や統廃合に関する検討を進めます。また、更新に際しては、環境やバリアフリー化を考慮した施設整備を進めます。

4. 都市空間の基本方針

■ 安全・安心な空間づくり

(1) バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入の促進

・要配慮者をはじめ、すべての人が暮らしやすい都市となるよう、公共交通等、公益性の高い施設の段差解消等を図るバリアフリー化や、案内標識等における訪日及び在住外国人対応のための多言語表示など、ユニバーサルデザインの観点に基づいた移動空間の整備・維持に努めます。公園広場等の野外空間の整備の際も同様の観点で、誰もが利用しやすい公共空間の創出を目指します。

・また、本市におけるバリアフリーの基本方針となる「バリアフリーマスタープラン」を策定し、ハード面においては、移動円滑化促進地区における駅、道路、公共施設等の一体的・計画的なバリアフリー化を促進する一方、ソフト面においては、外国人、高齢者及び障害のある人等と、そうでない人が共生可能な社会や環境を構築するため、民間団体等による活動とも連携をとりながら、「心のバリアフリー」の啓発等を推進します。

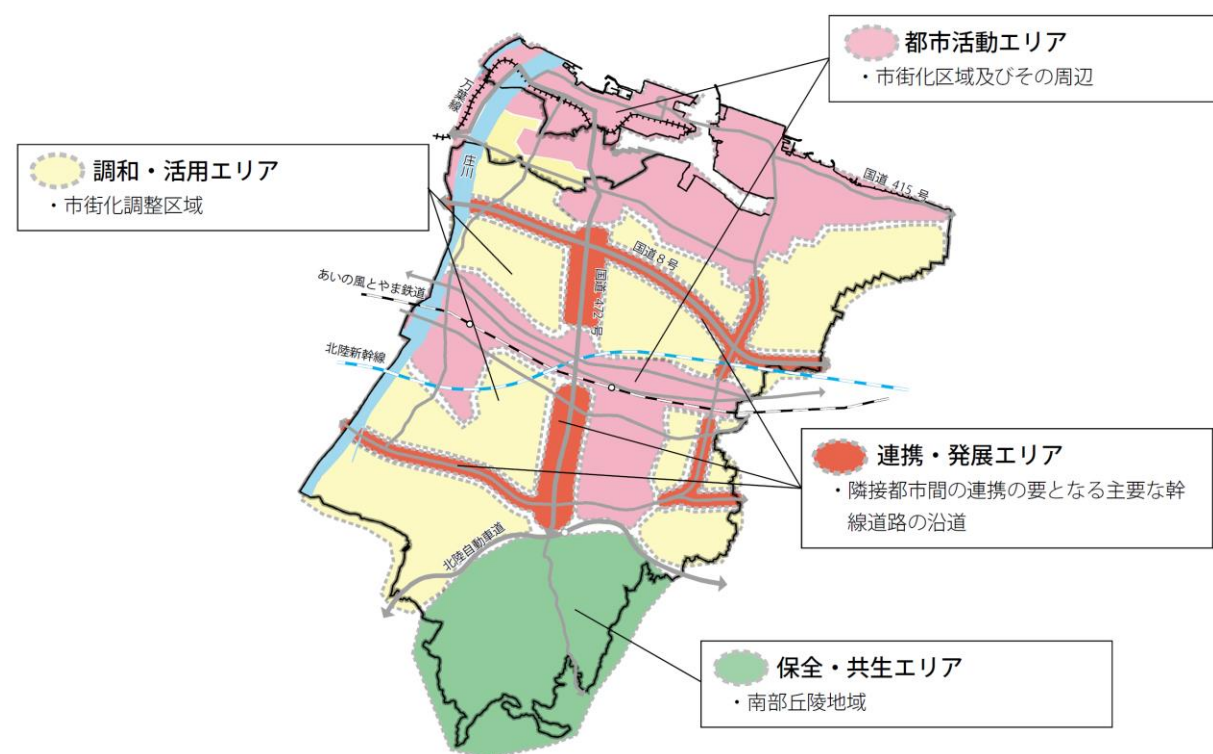
② 将来都市構造

【エリア】

● 都市活動エリア (市街化区域及びその周辺)

・居住機能をはじめ、生活に必要な機能(買物、医療・福祉、教育・子育て等)、活力やにぎわい・交流をもたらす機能(商工業、観光、レクリエーション等)の集積を図り、多様で活発な都市活動を支え、利便性と快適性の高い居住環境が整った市街地を形成します。また、交通ネットワークの中核を形成するとともに、バリアフリー化やユニバーサルデザイン等の推進により、誰もが快適で利用しやすい都市空間の形成を図ります。

図 エリアイメージ図



【拠点】

- 都市中核拠点（複合交流施設周辺、小杉駅及び本庁舎周辺）
- 地域居住拠点（太閤山地区、越中大門駅周辺）
- 交流拠点（射水ベイエリア周辺、太閤山ランド周辺、道の駅カモンパーク新湊周辺）
- 産業拠点（富山新港周辺、小杉流通業務団地周辺、小杉インターパーク周辺、その他の企業団地周辺、高等教育機関・研究施設周辺）
- 医療・保健拠点（射水市民病院周辺、保健センター等周辺）
- コミュニティ拠点（共生型居住拠点）（市街化調整区域の住宅地及び集落地周辺）

図 拠点イメージ図

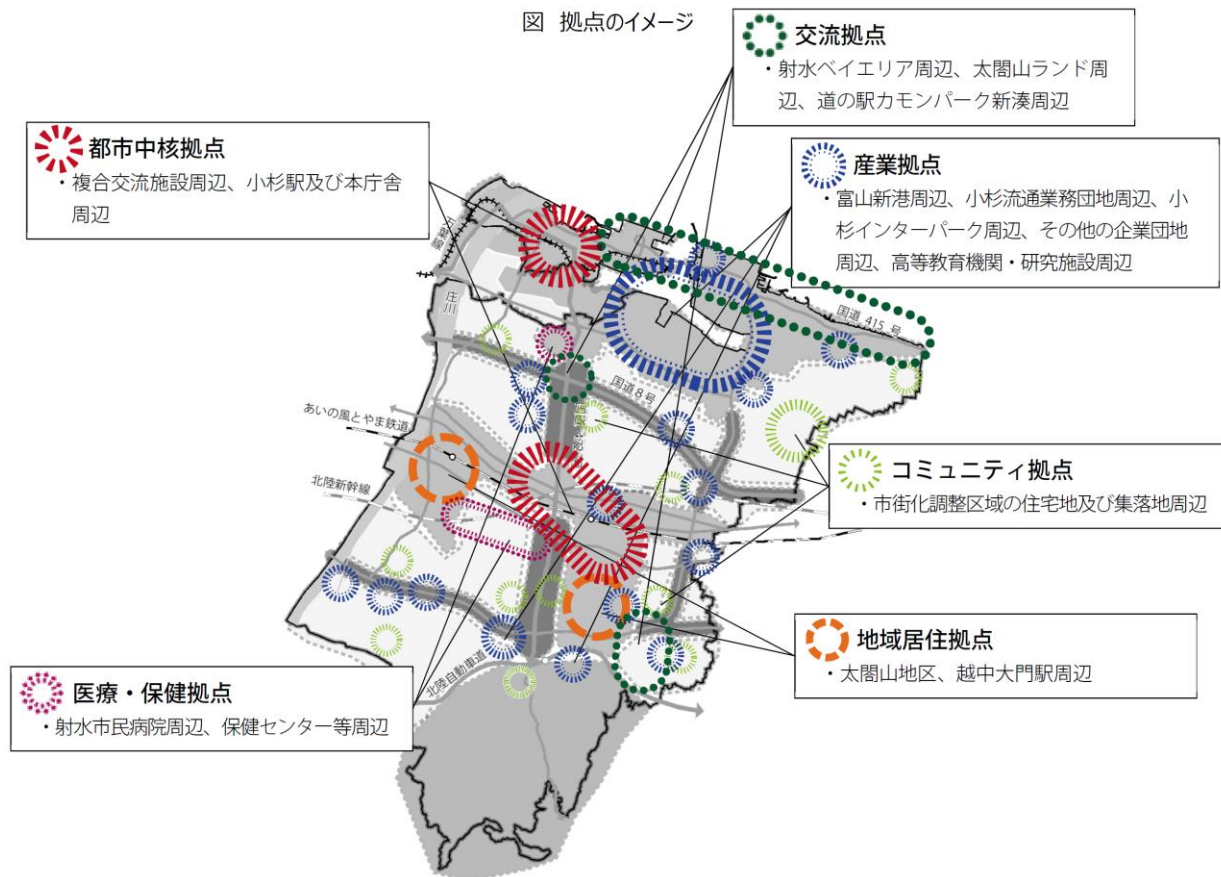
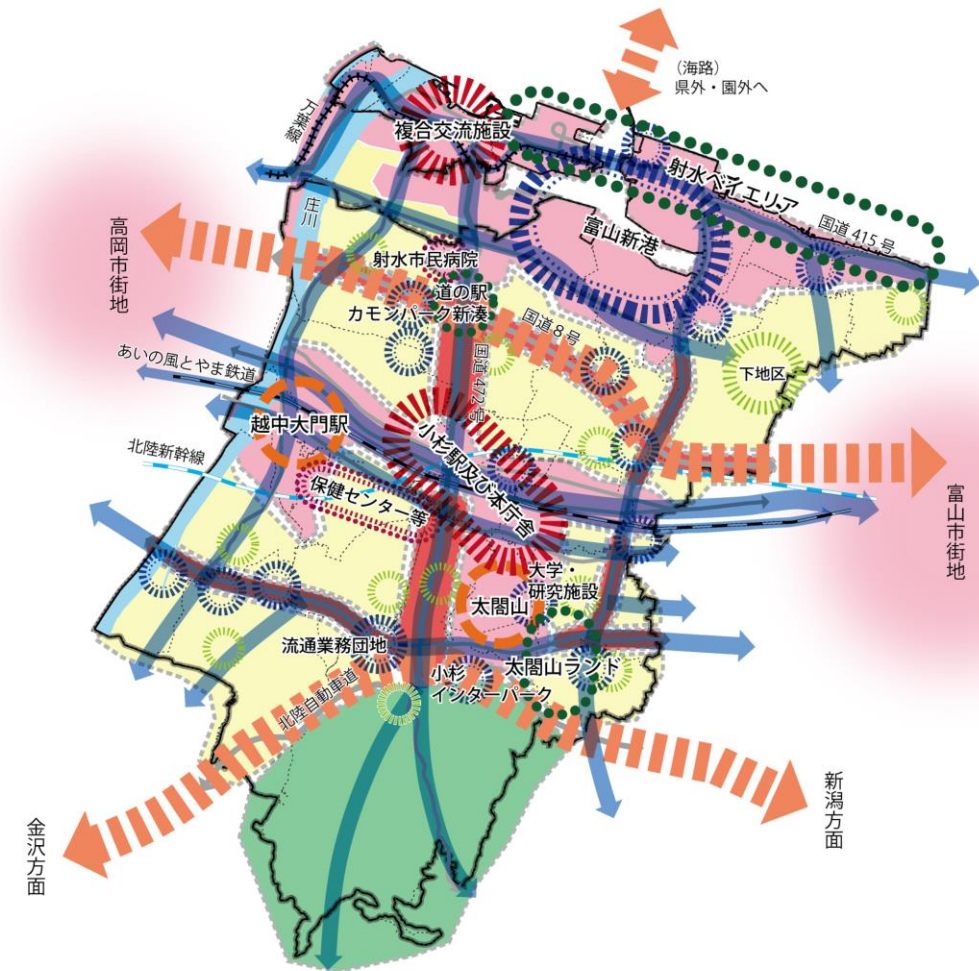


図 将来都市構造図



エリア	軸	拠点
都市活動エリア	広域都市連携軸	都市中核拠点
調和・活用エリア	都市連携・交流軸	地域居住拠点
保全・共生エリア		交流拠点
連携・発展エリア		産業拠点
		医療・保健拠点
		コミュニティ拠点

Ⅲ-5 射水市公共交通プラン（2013年9月）

※ 射水市地域公共交通網形成計画 2020年3月 策定予定

(1) 計画の概要

① 計画期間

・平成25年度（2013年度）から平成34年度（2022年度）の10年間

② 基本方針

方針① だれでも利用しやすい持続可能な公共交通網の構築

方針② 快適な交通環境の整備

方針③ 広域交流を活発化する公共交通機関の充実

(2) バリアフリー関連施策の位置づけ

① 基本方針① だれでも利用しやすい持続可能な公共交通網の構築

■ 主要施設等へのアクセス向上

・移動制約者へのサポートのため、医療機関、商業施設や今後整備される新庁舎等、主要施設等へのコミュニティバスのアクセス向上に努めます。

■ 小杉・越中大門駅舎等の機能充実

・JR小杉駅及びJR越中大門駅は、駅舎・駅前広場の機能の充実に努め、利用者にきめ細かなサービスを提供します。

② 基本方針② 快適な交通環境の整備

■ バスロケーションシステムの導入

・コミュニティバスにおいては、バスロケーションシステムを導入し、利便性の向上を図ります。

■ 万葉線電停・駅舎の整備やバリアフリー化の促進

・万葉線利用者の安全性の確保や利便性向上のため、引き続き電停・駅舎の整備やバリアフリー化を進めます。

■ 越中大門駅の北口開設等について、並行在来線運営会社と設置を協議

・JR越中大門駅の北改札口の設置問題等については、財源の問題や関係者への対応等が必要であり、今後、並行在来線運営会社と協議を重ねていきます。

③ 基本方針③ 広域交流を活発化する公共交通機関の充実

■ JR小杉駅・JR越中大門駅について、乗り換え利便性を向上

・JR小杉駅及びJR越中大門駅では、複数の交通機関が結節するため、乗り継ぎをさらに便利にすることで、市域内の連携を強化します。

■ JR小杉駅について、観光案内所、高速バス停留所の設置など、その拠点化を推進

・JR小杉駅については、観光案内所の設置、高速バス停留所の設置などを含め、本市の玄関口にふさわしい、その拠点化を推進します。

Ⅲ-6 射水市地域福祉計画 改定版（2016年3月）

(1) 計画の概要

① 計画期間

・平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）の10年間

② 基本理念

「互いに助け合い支え合うまち 射水」

③ 基本目標

○目標1 みんなが参加する

～ 地域福祉に関する活動への地域住民の参加 ～

○目標2 みんなで見守る

～ 地域における福祉サービスの適正な利用の促進 ～

○目標3 みんなでつながり支え合う

～ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達 ～

(2) バリアフリー関連施策の位置づけ

○ 目標2 みんなで見守る

(4) 安全で暮らしやすい環境づくり

— バリアフリー化の推進

— バリアフリー化の推進

・高齢者や障がい者が自由に行動し、社会参加できるように、公共施設や公共交通機関などのバリアフリー化を一層推進します。民間施設においても、バリアフリー化を勧奨します。

・高齢者や障がい者に配慮した、道路の段差解消、点字ブロックの敷設、障がい者が利用しやすいトイレの設置等により、外出時の安全確保を図ります。

・街路樹の根等の通行の障害になっている問題箇所を把握し、障害物の撤去や修繕を適宜行います。

— 災害支援体制の整備の推進

— 防災施設・整備などの充実

・災害時の拠点となる避難所について、自治会単位で組織する自主防災組織や市の広報、ホームページ等を通じて周知を図るとともに、耐震補強並びにバリアフリー化の推進と、食料や備蓄品の整備に努めます。

Ⅲ-7 射水市高齢者保健福祉計画 第7期介護保険事業計画 (2018年3月)

(1) 計画の概要

- ① 計画期間
 - ・平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)の3年間
- ② 基本理念
 - 「みんなが活躍し 支え合うともにめざす健康長寿のまち 射水」
 - ～ 地域包括ケアシステムの深化・推進 ～
- ③ 基本目標
 - 基本目標1 健康づくりと介護予防の推進
 - 基本目標2 社会参加の推進と生きがいの創出
 - 基本目標3 在宅生活を支援する取組の充実
 - 基本目標4 支え合いと連携の推進
 - 基本目標5 介護サービス基盤の充実
 - 基本目標6 明日を支えるひとづくり

(2) バリアフリー関連施策の位置づけ

- 基本目標3 在宅生活を支援する取組の充実
 - ア 在宅生活の支援
 - バリアフリー化の推進
 - ・バリアフリー法や富山県民福祉条例に基づき、公共施設、歩道及び公共交通機関など、まち全体のバリアフリー化の推進に努めます。

Ⅲ-8 第2次射水市障がい者基本計画 (2017年3月)

(1) 計画の概要

- ① 計画期間
 - ・平成29年度(2017年度)から平成35年度(2023年度)の7年間
- ② 基本理念
 - 「一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きる思いやりのまち・射水」
- ③ 施策推進の基本方針
 - 1 交流と啓発の推進
 - 2 保健・医療、生活支援の充実
 - 3 教育・育成、雇用・就業の促進
 - 4 安全・安心な生活環境の確保
 - 5 相談・情報提供体制の充実

(2) バリアフリー関連施策の位置づけ

- ① 基本方針4 安全・安心な生活環境の確保
 - (1) バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進
 - ① 障がい者に優しい交通、移動手段の整備
 - 低床バス等の整備促進など障がい者に優しい交通、移動手段の整備
 - バスなどの公共交通機関のバリアフリー化の促進
 - コミュニティバスの充実
 - 福祉タクシーの推進
 - 障がい者等が車を運転する場合の高齢化による認知症や精神障害の影響による動向の把握
 - ② 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進
 - 障害の有無や年齢にかかわらずだれもが利用しやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー化の推進と計画段階からのユニバーサルデザイン化の検討
 - 建築物、道路、公園などの施設のバリアフリー化の推進
 - ③ 安全・安心の道路交通環境や公園の整備
 - 障がい者の歩行の安全確保と事故防止のための道路の段差解消や点字ブロックの設置などの安全な道路交通環境の整備
 - 公園や観光施設のバリアフリー化の推進と障がい者が利用しやすいトイレの設置
 - ④ 民間建築物の整備改善の促進
 - 不特定多数の市民が利用する商業施設や銀行、病院などの民間建築物を中心としたバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の促進
 - ⑤ 移動支援の充実
 - 移動に支障のある障がい者が安心して利用できるよう、障害者総合支援法に基づく行動援護のほか、地域生活支援事業に位置づけられる移動支援事業の推進
 - 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の推進
 - 駐車場等におけるハートフルマークの推進・普及

Ⅲ-9 射水市観光振興計画（2018年3月）

（1）計画の概要

- ① 計画期間
 - ・平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）の5年間
- ② 基本目標
 - 「懐かしさと新しさの中に食・景観・文化の魅力を満喫できるまちを目指して」
- ③ 基本戦略
 - I 「射水市」の認知度向上（ブランド力の向上）
 - II 「射水市」の魅力度向上（射水市が持つ地域資源の結びつきの強化とブラッシュアップ）
 - III 「射水市」の受入体制整備（射水市の観光を持続的に発展するための基盤整備）

（2）バリアフリー関連施策の位置づけ

○ 基本戦略Ⅲ 「射水市」の受入体制整備

施策1 観光客受け入基盤の整備

① 観光客の受入環境の向上

・本市を訪れる観光客は自家用車の活用が多く、自家用車による周遊・休憩できることが求められます。はじめての地を安全に目的地まで走ることができるよう、ドライバーの目線に立った観光案内看板や誘導標識、休憩ポイントを整備する必要があります。また、北陸新幹線の敦賀延伸に向けて、公共交通を活用した観光客を呼び込むためにも、小杉駅から市内全域をストレスなく移動できるよう、射水ベイエリア観光周遊バスの運行等、公共交通網の更なる充実を図るとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた整備を推進していきます。

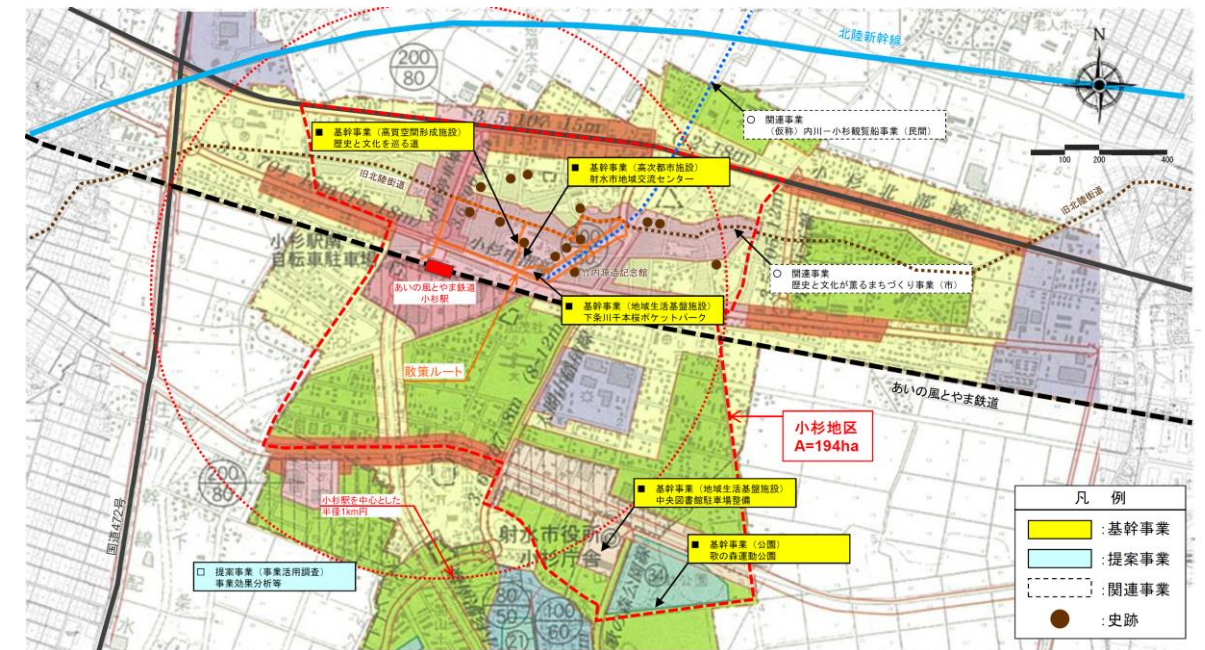
Ⅲ-10 小杉地区都市再生整備計画（第2回変更）

（三期、平成28年度～平成32年度）

（1）計画の概要

- ① 計画期間
 - ・平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）の5年間
- ② 目標
 - 大目標 あいの風とやま鉄道小杉駅周辺におけるコンパクトで魅力あるまちづくりにより、多世代が住み続けられるとともに、地域資源を活かし来訪者を呼び込む
 - 目標1 （公共施設機能のコンパクト化）あいの風とやま鉄道小杉駅を中心としたエリアに公共・公益施設を集約し、活性化を図る。
 - 目標2 （生活利便性の向上）生活環境の整備によって定住人口を維持する。
 - 目標3 （交流人口の拡大）歴史や文化、自然や景観を生かした散策エリアを形成し、地域資源を情報発信することで交流人口の拡大を図る。

③ 整備方針概要図



Ⅲ-11 新湊地区都市再生整備計画（第1回変更）

（三期、平成30年度～平成33年度）

（1）計画の概要

① 計画期間

・平成30年度（2018年度）から平成33年度（2021年度）の4年間

② 目標

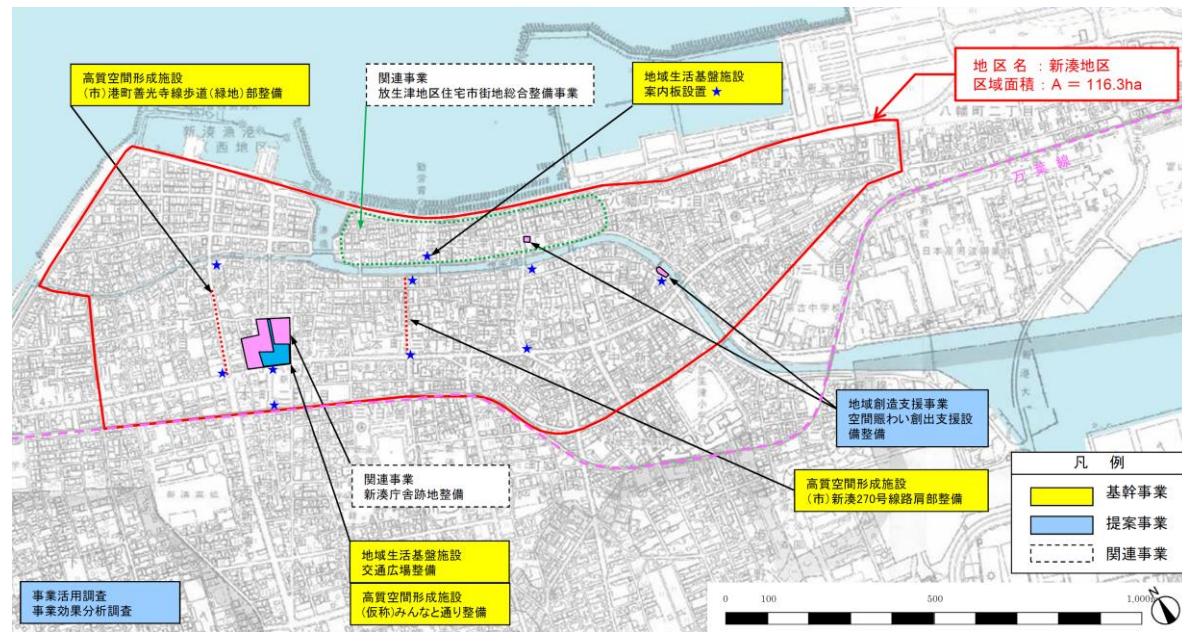
大目標 中心市街地の魅力再生と内川から中心市街地への景観づくりによる活力あるまちづくり

目標1 中心市街地の拠点性と魅力向上を図る。

目標2 地区が持つ景観、伝統文化を活かし、内川と中心市街地が一体となった景観づくりを図る。

目標3 良好な住環境整備により、地域住民の快適な暮らしの向上を図る。

③ 整備方針概要図



Ⅲ-12 大門・大島地区都市再生整備計画（第4回変更）

（1）計画の概要

① 計画期間

・平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）の4年間

② 目標

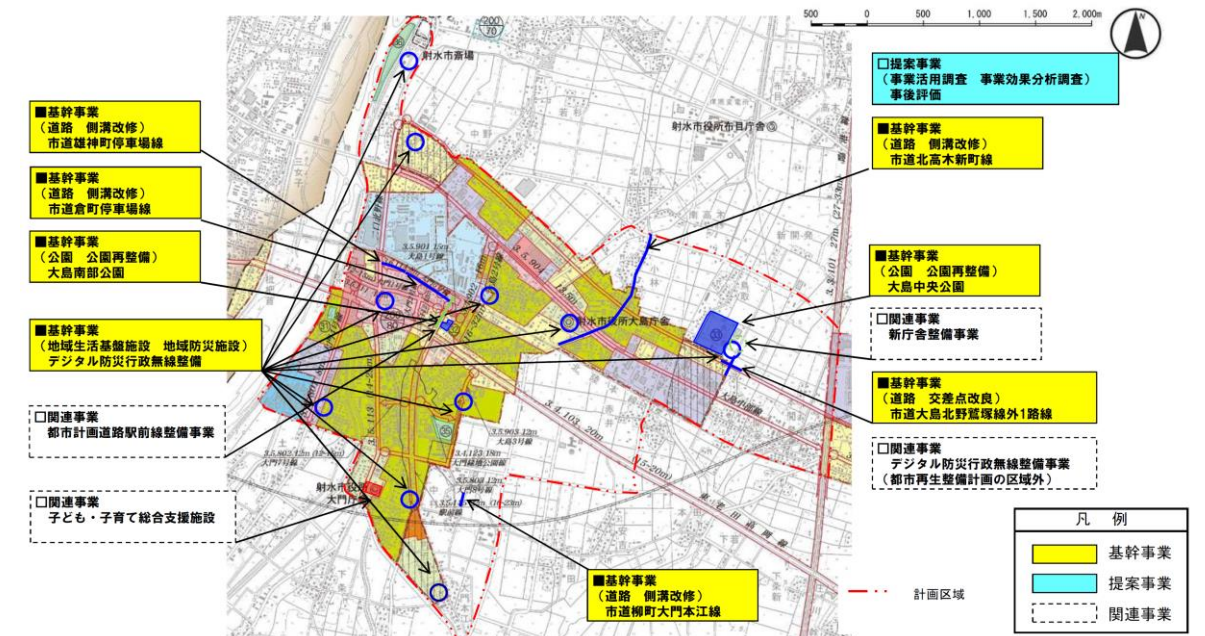
大目標 交流により心がふれあう、安全・安心で快適な居住環境を創出するまちづくり

目標1 地区の交通拠点である越中大門駅周辺の利便性向上

目標2 公共公益施設を活用した交流の促進

目標3 地区住民が安心して暮らせるまちづくり

③ 整備方針概要図



Ⅲ-13 小杉駅周辺地区バリアフリー整備基本構想 (2002年3月 旧小杉町)

(1) 計画の概要

① 経緯

・平成14年(2002年)3月28日作成(平成14年(2002年)3月29日公表)

② 事業概要

○公共交通特定事業

- ・エレベーターの設置の推進
- ・車椅子利用者等も利用しやすい駅窓口のカウンターや記載台の設置の推進
- ・車椅子利用者等も通行しやすい改札口の整備の推進 等

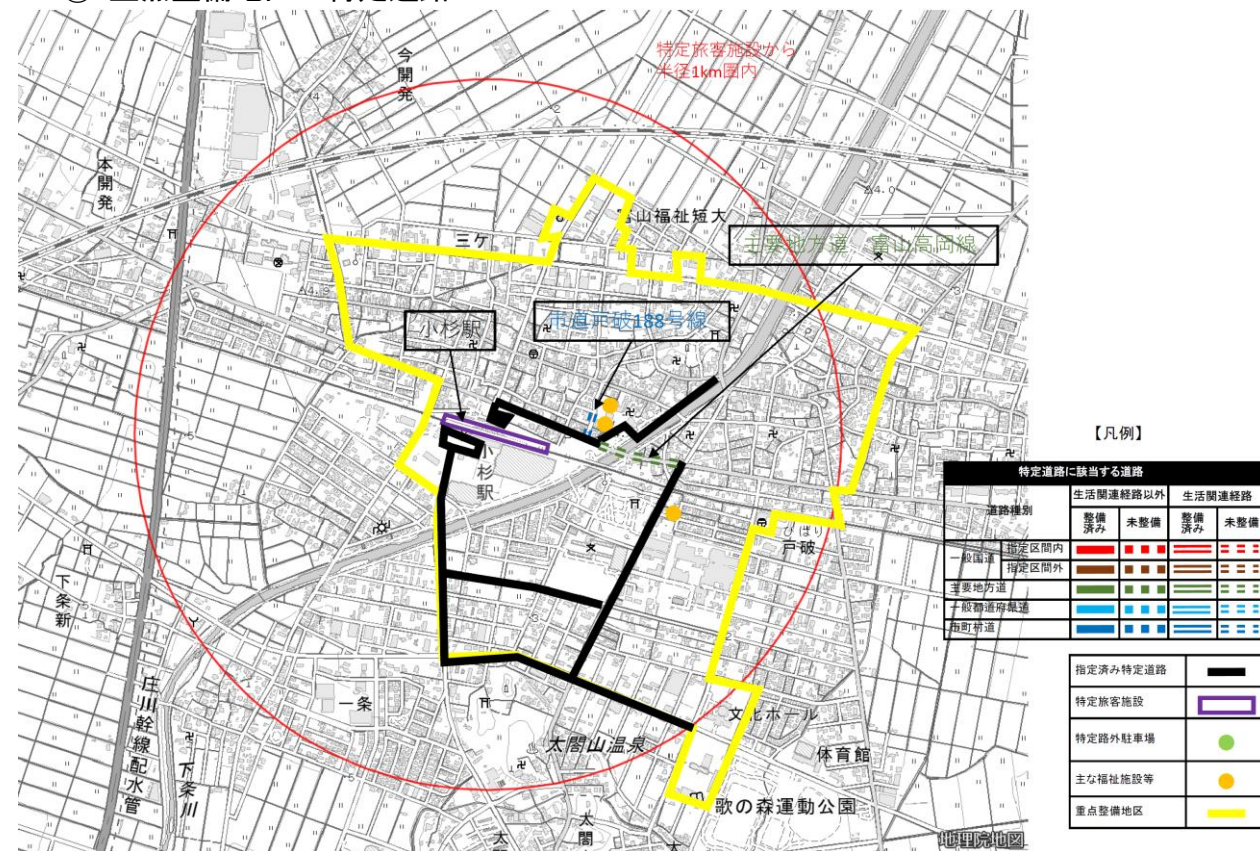
○道路特定事業

- ・視覚障がい者用ブロック等による連続した誘導システムの整備
- ・幅員に余裕のある歩道での照明施設の設置
- ・案内板等の設置 等

○交通安全特定事業

- ・主要交差点への音響等の機能を付加した信号機の設置の推進
- ・車信号機用押ボタン箱の形状及び機能の改善 等

③ 重点整備地区・特定道路



資料) 特定道路追加指定(案)(国土交通省)

V. 住民意向の把握について

V-1 既往アンケート調査結果の概要

(1) 射水市の公共交通に関する市民アンケート調査

① 調査期間

・平成30年（2018年）9月～10月

② 調査対象

・射水市民（住民基本台帳から無作為抽出により3,000世帯を抽出）

③ 配布・回収結果

配布数	3,000	（世帯）
回答数	1,501	（世帯）
回答率	50.0%	

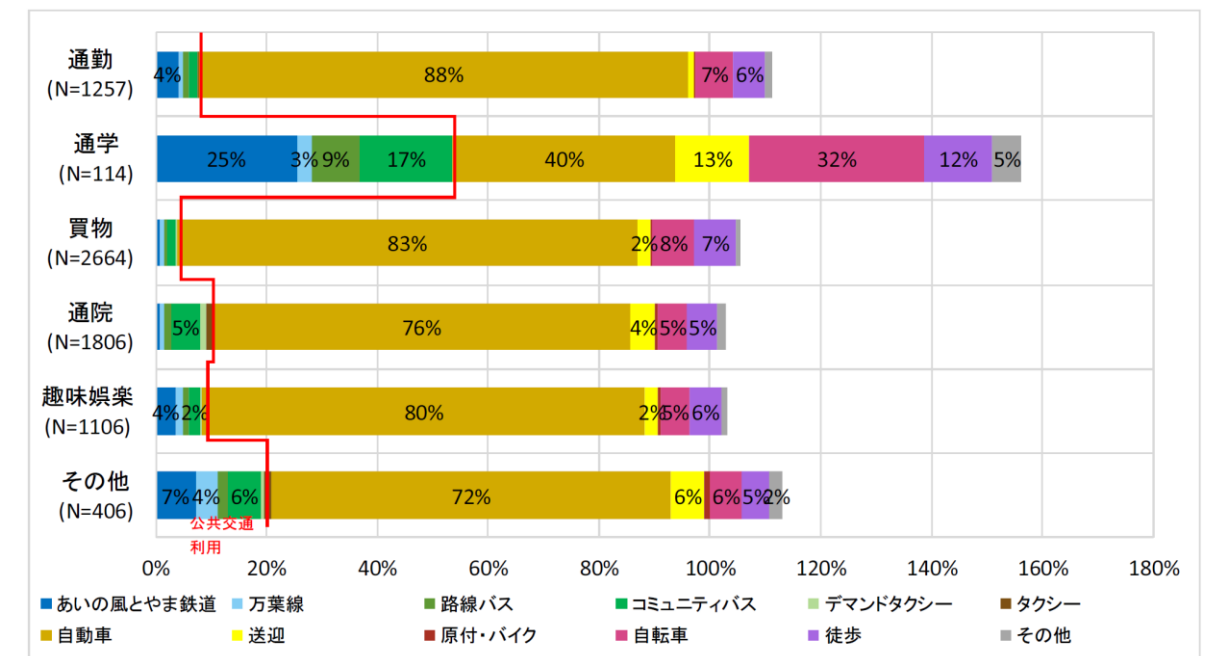
④ 調査結果（抜粋）

○ 目的別交通手段

通学以外の目的では自動車の利用率がほとんどを占める一方、通学で公共交通の利用率が概ね5割を超える結果となっている。

また、各目的ともに、徒歩の割合は概ね1割以下となっている。

図 目的別交通手段



資料) 平成30年度第2回射水市地域公共交通活性化協議会 資料

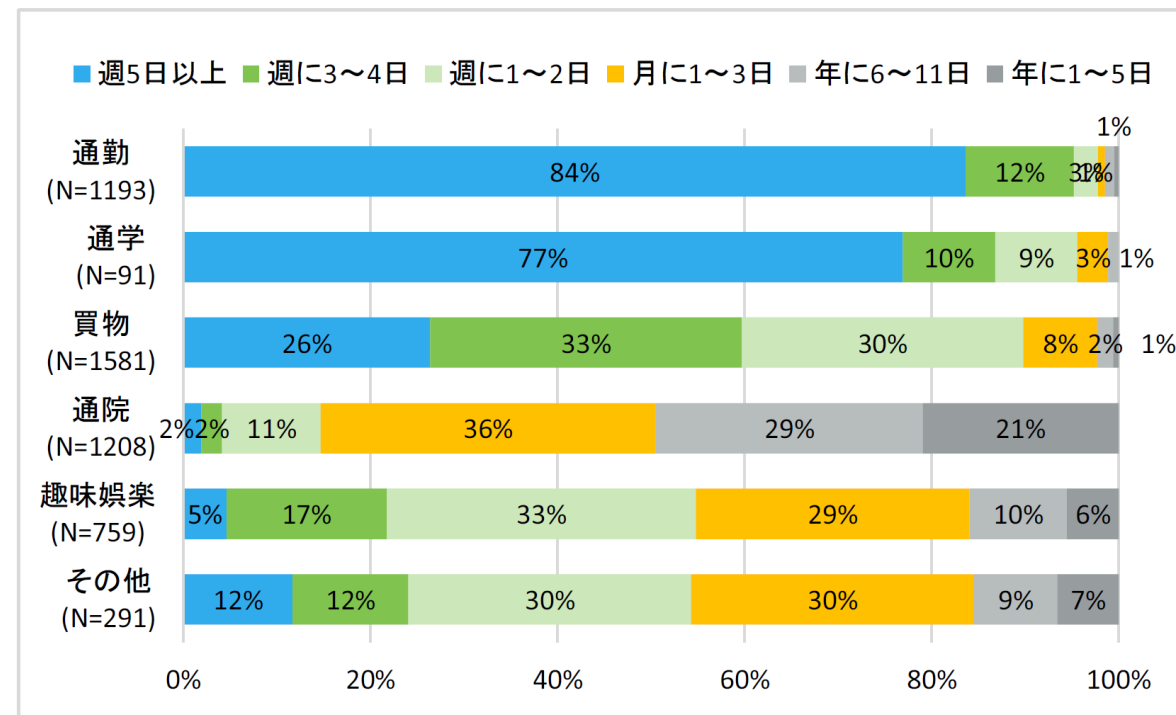
○ 外出頻度

通勤や通学は、週5日以上がほとんどを占める。

一方、買い物で週1日以上が概ね9割を占めるほか、趣味娯楽で週1日以上が過半を占める。

また、通院は、月1日以上が過半を占める。

図 外出頻度

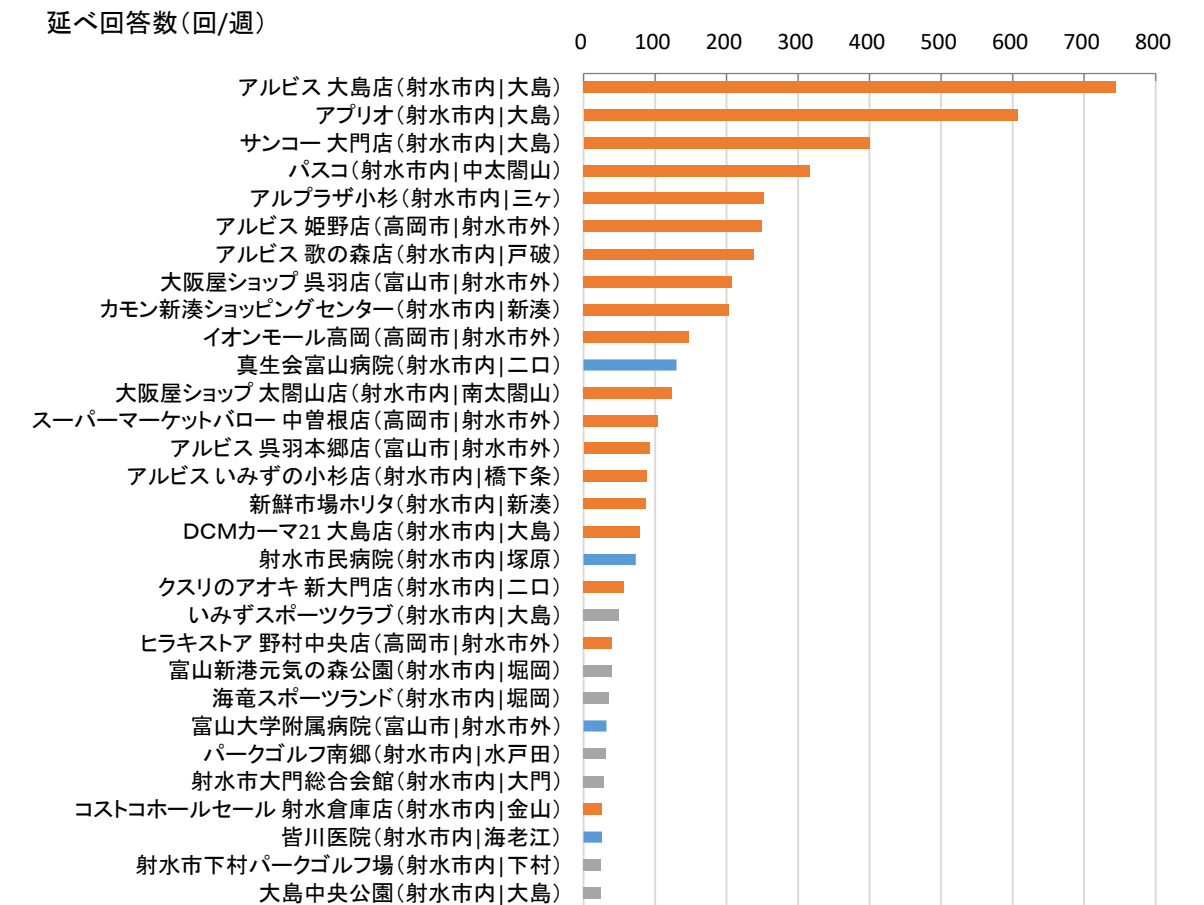


資料) 平成30年度第2回射水市地域公共交通活性化協議会 資料

○ 主な目的地施設 (全手段: 上位: 30位)

全体的に商業施設への移動が著しく多いほか、医療施設への移動も多い傾向がみられる。

図 主な目的地施設 (全手段: 上位30位)



資料) 平成30年度第2回射水市地域公共交通活性化協議会 資料

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

① 調査期間

・平成29年(2017年)7～9月

② 調査対象

・本市在住の65歳以上の男女(無作為抽出)

③ 配布・回収結果

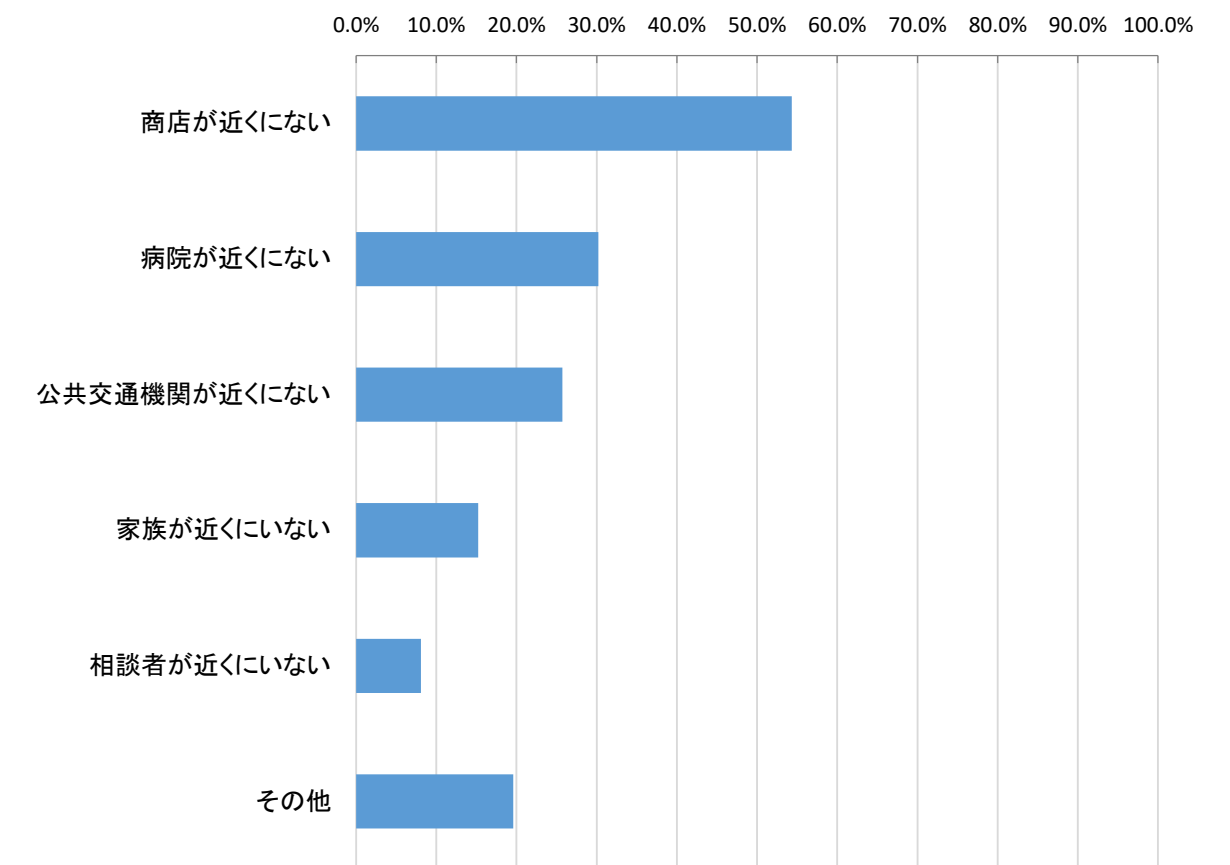
配布数	5,100
回答数	3,499
回答率	68.6%

④ 調査結果(抜粋)

○ 現在の場所に住んでいるうえでの困りごと(複数回答)

高齢者の現在の場所に住んでいるうえでの困りごとは、「商店が近くにない」が過半を占めるほか、「病院が近くにない」や「公共交通機関が近くにない」を含め、外出目的や外出手段の不便さが上位を占める結果となっている。

図 現在の場所に住んでいるうえでの困りごと(複数回答)

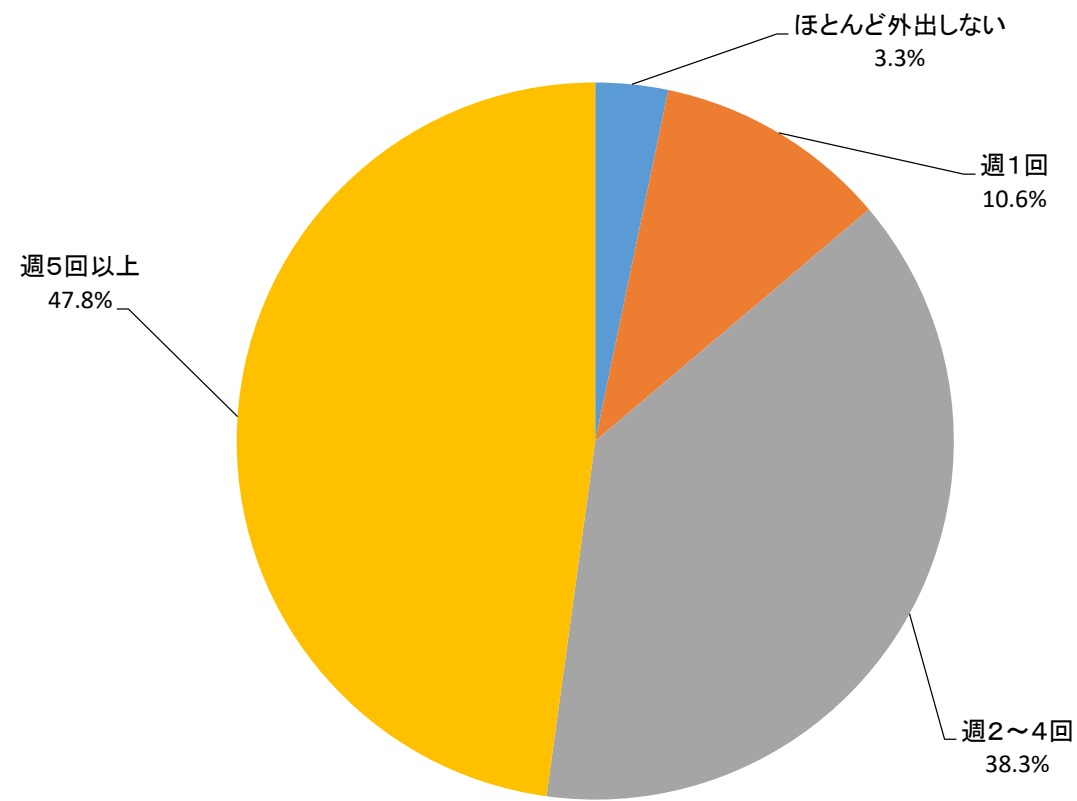


資料) 射水市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

○ 外出頻度（単数回答）

高齢者の外出頻度は、週5回以上が最も多く全体の約5割を占める。また、高齢者のほとんどが、週1回以上外出している結果となった。

図 外出頻度（単数回答）

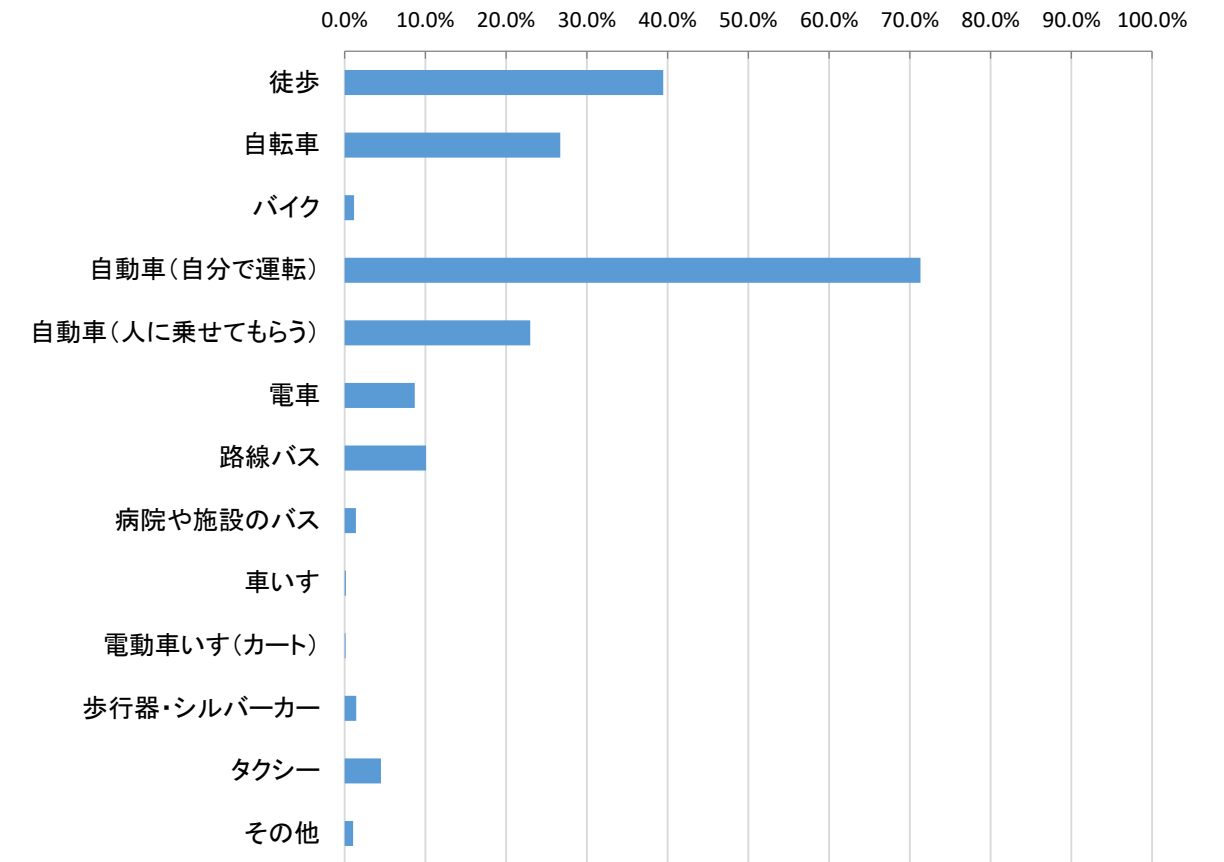


資料) 射水市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

○ 外出する際の移動手段（複数回答）

高齢者の移動手段は、自動車（自分で運転）が最も多く全体の約7割を占める。また、徒歩や自転車も全体の約4分の1以上を占める。

図 外出する際の移動手段（複数回答）



資料) 射水市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

(2) 障害者福祉に関するアンケート調査

① 調査期間

・平成29年(2017年)7月

② 調査対象

・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者(4,643人)の約2割を抽出

③ 配布・回収結果

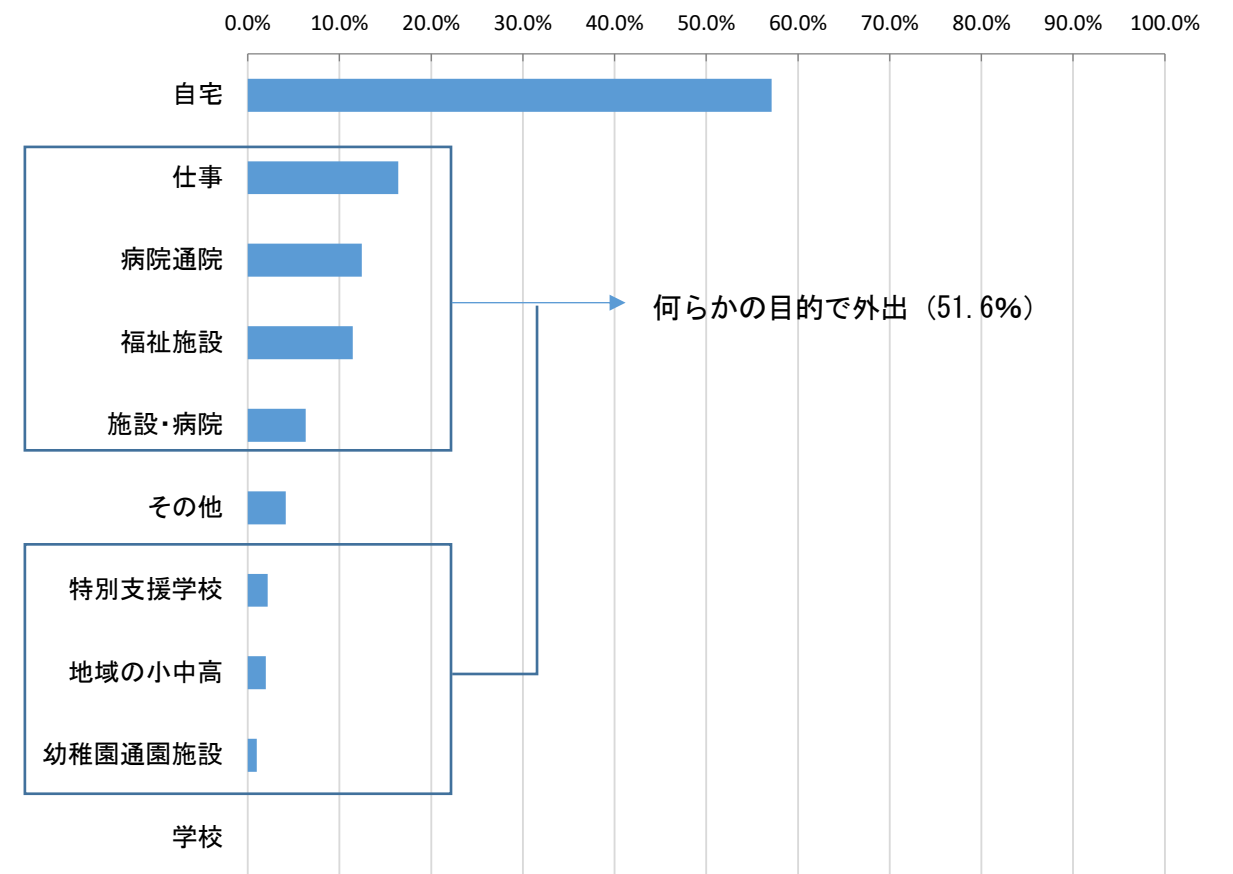
配布数	958
回答数	506
回答率	52.8%

④ 調査結果(抜粋)

○ 日中の過ごし方(複数回答)

障がい者の日中の過ごし方は、自宅が最も多く全体の約5割を占める。また、何らかの目的で外出する障がい者も、概ね5割を占める(累計)。

図 日中の過ごし方(複数回答)

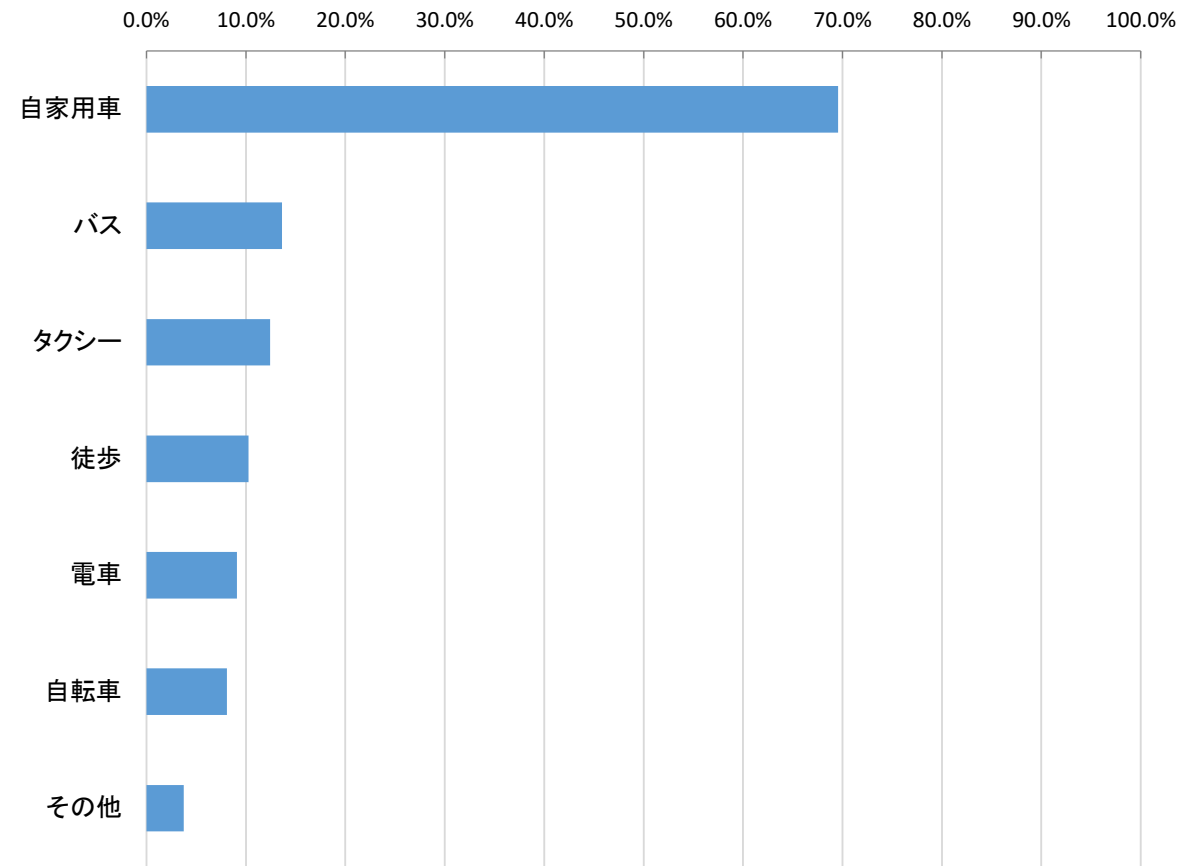


資料) 平成29年度第2回射水市障害者総合支援協議会 資料

○ 外出する際の交通手段（複数回答）

障がい者の交通手段は、自家用車が最も多く全体の約7割を占める。一方、他の交通手段は、それぞれ全体の1割前後を占める結果となった。

図 外出する際の交通手段（複数回答）

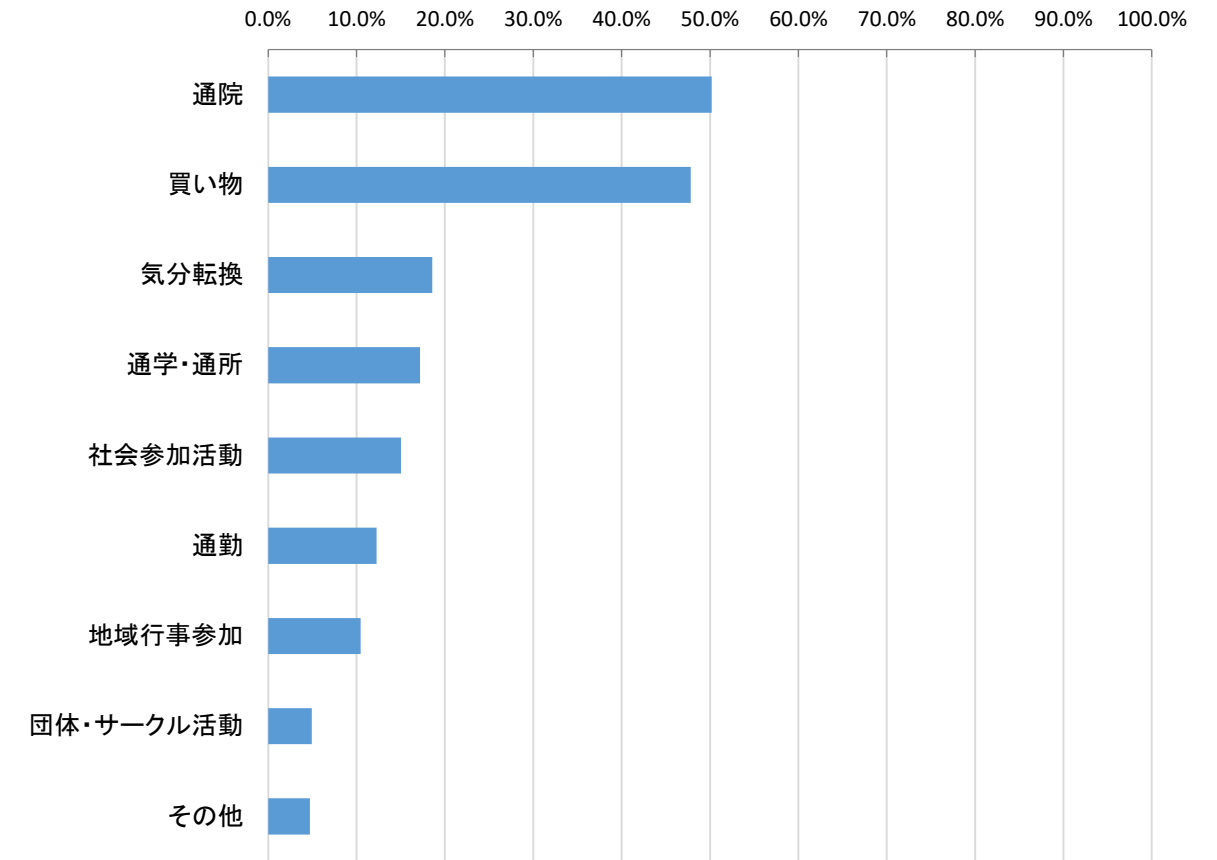


資料) 平成 29 年度第 2 回射水市障害者総合支援協議会 資料

○ 外出目的（複数回答）

障がい者の外出目的は、主に通院や買い物である。

図 外出目的（複数回答）



資料) 平成 29 年度第 2 回射水市障害者総合支援協議会 資料